

○農林水産省告示第五百九十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成二十年四月十七日

農林水産大臣 若林 正俊
 一 保安林の所在場所 岡山県新見市神郷油野字大谷三二八九七の四五（次の図に示す部分に限る。）総社市中尾字滝山三三三二一、三三三一九、字浪滝三四九〇の二、字鹿ノ子谷東平三三二四の二、三三二四の二、三三二四の一五、三三二四の一七、三三二四の一八
 二 指定の目的 水源のかん養
 ○経済産業省告示第八十八号

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (イ) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。
 平成二十年四月十七日
 経済産業大臣 甘利 明

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4586	株式会社オオトモ	岡山県岡山市丸の内一丁目一番六号	平成二十年一月四日から平成二十一年一月三日まで
4585	三次ヒューム管株式会社	広島県三次市下志和地町七十五番地一	平成二十年二月二十一日から平成二十二年二月二十日まで
4584	中国画材株式会社	岡山県岡山市丸の内一丁目一番六号	平成二十年二月二十九日から平成二十二年二月二十八日まで

○特許庁告示第六号
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。
 平成二十年四月十七日
 特許庁長官 肥塚 雅博

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第十一号	平成二十年四月九日	株式会社技術トランス フアーサービス 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 代表取締役 秋山 敦	十九 先行技術調査 （福祉・サービス機器）	株式会社技術トランス フアーサービス 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

○国土交通省告示第四百九十号
 動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十年四月十七日
 国土交通大臣 冬柴 鐵三

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示
 動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。
 表京都市交通局研修所の項中、「京都市京都市中京区壬生坊城町四八番地」を、「京都市京都市右京区太秦下刑部町一二番地」に改める。
 ○海上保安庁告示第百十二号

海上保安庁長官 岩崎 貞二
 鳥羽導灯（前灯）
 一、一〇〇カンデラ
 地上から構造物の頂部まで二三メートル 平均水面上から灯火まで四三メートル
 平成二十年三月四日

名称	所在地	変更した事項	変更年月日
三井楽長崎鼻西方照射灯	長崎県五島市（三井楽長崎鼻灯台）	緯度 三三・一四五・四二 経度 一〇二・一八三・三〇	平成二十年三月四日
北所	長崎県五島市（三井楽長崎鼻灯台）	緯度 三三・一四五・四二 経度 一〇二・一八三・三〇	平成二十年三月四日
東所	長崎県五島市（三井楽長崎鼻灯台）	緯度 三三・一四五・四二 経度 一〇二・一八三・三〇	平成二十年三月四日
北所	長崎県五島市（三井楽長崎鼻灯台）	緯度 三三・一四五・四二 経度 一〇二・一八三・三〇	平成二十年三月四日
東所	長崎県五島市（三井楽長崎鼻灯台）	緯度 三三・一四五・四二 経度 一〇二・一八三・三〇	平成二十年三月四日

名 金武中城港具志川火力発電シー
 位 在 地 置 称
 沖繩県金武中城港（金武中城港指向灯の東南東方約六・五キロメートル）
 二六・一三二・五二
 二二七・五三二・三二
 平成二十年二月二十七日

名 金武中城港具志川火力発電第一
 位 在 地 置 称
 沖繩県金武中城港（金武中城港指向灯の東方約八・二キロメートル）
 二六・一三二・五二
 二二七・五三二・三二
 平成二十年二月二十七日

名 金武中城港具志川火力発電第二
 位 在 地 置 称
 沖繩県金武中城港（金武中城港指向灯の東方約八・二キロメートル）
 二六・一三二・五二
 二二七・五三二・三二
 平成二十年二月二十七日

名称	所在地	変更した事項	変更年月日
金武中城港具志川火力発電第一号灯浮標	沖繩県金武中城港（金武中城港指向灯の東方約八・二キロメートル）	緯度 二六・一三二・五二 経度 二二七・五三二・三二	平成二十年二月二十七日
金武中城港具志川火力発電第二号灯浮標	沖繩県金武中城港（金武中城港指向灯の東方約八・二キロメートル）	緯度 二六・一三二・五二 経度 二二七・五三二・三二	平成二十年二月二十七日
沖繩県金武中城港（伊計島灯台）の西方約八・五キロメートル	沖繩県金武中城港（伊計島灯台）の西方約八・五キロメートル	緯度 二六・一三二・五二 経度 二二七・五三二・三二	平成二十年二月二十七日